

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、北海道渡島半島の北部に位置し、東は太平洋（内浦湾）西は日本海に面し、北は今金町、せたな町、長万部町、南は乙部町、厚沢部町、森町に接した、農業、漁業、商業により形成されている総面積955.98平方キロメートルの町である。

気候は、雄大な渡島山脈で分断されていることから、太平洋側と日本海側とで異なり、太平洋側は夏季に冷涼性の海洋気象に支配され、平均気温は道内の他地域と大差はないが、農作物の生育に最も重要な5～6月には塩分を含んだ東編風に災されることがある。また、日本海側は、対馬海流の影響を受け比較的温暖で7～8月にかけて雨量が多い気候となっている。

本町の農業は、太平洋側では波状性丘陵地帯で畜産や畑作が営まれており、河川流域の平坦地で稲作が営まれている。日本海側では、渡島山脈の分水嶺から急激な斜面と段丘が海岸に迫り、河川流域の平坦地とわずかな段丘地帯で農業が展開されている。

本町の人口は平成24年5月現在で18,491人と近年は微減傾向にあるが、基幹産業である農業では、高齢化の進展や担い手不足等により農家戸数が減少傾向にあり、土壌や地形等の条件が悪い農地の遊休化が懸念されることから、新規就農者の確保や担い手の育成に力を入れつつ、基盤整備事業等を活用し優良農地へと整備するとともに、中核的な担い手等への農地集積を推進することにより、農地の効率的利用を図っていく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農用地区域に含めることが適当な土地は積極的に農用地区域への編入を図っていくとともに、機械格納施設や集出荷施設等営農に必要な農業用施設等の計画が発生した場合は、農業用施設用地を確保していくこととするが、市街地を中心として宅地化等の混住地域化が進んでいる集落内の土地、自然的・経済的条件から農業振興が困難な農地等については適切な土地利用を検討していく。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(H24)	7,134	21.6	76	0.2	16,286	49.4	216	0.7	16	0.1	9,236	28.0	32,964	100.0
目標	6,963	21.1	76	0.2	16,437	49.9	227	0.7	16	0.1	9,246	28.0	32,964	100.0
増減	-171		0		151		11		0		10		0	

イ 農用地区域の設定方針

確保すべき農用地区域内の農地面積は目標年を平成34年とし、目標面積の基準年を平成24年とする。

平成24年における農用地区域内の農地面積は、6,671haであり、これまで(平成13年から23年まで)のすう勢が今後も継続した場合、平成34年には、6,412haになると見込まれるが、農用地区域への編入や除外の抑制、耕作放棄地の発生抑制等により確保すべき農用地区域内の農地面積を6,500haとする。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地7,134haのうち、a～cに該当する農用地6,671haについて農用地区域に設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的農用地）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に則した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない

- (a) 集落区域内に介在する農用地【72ha】
- (b) 自然的条件等から見て、農業の近代化を図ること適当でないと認められる農用地【291ha】
- (c) その他、中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地【100ha】

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等並びに開発可能地についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するもの及び自給粗飼料の確保が可能な土地について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地利用状況は、各河川流域の平坦地では水田を中心に野菜・花卉・豆類などが栽培されており、市街地周辺の平坦地及び高台地帯は、酪農・畑作地帯となっている。

規模拡大を希望する農家がいる一方で、今後、農業者の高齢化や廃業等により、農地の遊休化等が懸念される状況となっていることから、戸別所得補償等の制度支援や複合経営の推進等により経営の安定化を図りつつ、耕作放棄地対策や各種土地改良事業、また農地の利用集積の推進により、優良な生産基盤の確保と現況農地の効率的利用を推進し農産物の自給率向上を図っていくこととする。

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来
八雲町	6,671	6,500	▲ 171	-	-	-	-	-	-	76	76	0	6,747	6,576	▲ 171	1,320	1310

イ 用途区分の構想

(ア) A-1 (黒岩、山崎、花浦、立岩)

遊楽部川以北の海岸沿いに広がる平坦地のほとんどが畑として利用されているが、排水不良地が多いため、土地改良事業を推進し今後も畑として利用する。また、当地区が酪農地帯でもあることから、草地整備事業等により自給飼料の生産拡大と確保を進める。

(イ) A-2 (富咲、上八雲、鉛川)

遊楽部川流域に帯状に広がる地区であり、道営草地整備事業等により農地造成が図られ、畑として利用されている。

また、担い手不足が進行していることから畑の大区画化や農用地の利用集積を進めていく。当地区は酪農地帯でもあることから草地整備事業等により自給飼料の生産拡大と確保を進める。

(ウ) A-3 (内浦町、栄町、三杉町、緑町、春日、大新、熱田、浜松、山越、野田生、桜野)

遊楽部川と野田生川の間にある地区で、当地域の中央部に位置する。地区のほとんどが段丘地帯で優良な畑作地帯であり、南西部は、畜産基盤再編総合整備事業等により草地整備がなされ、牧草を主体とした畑として利用されている。東部の野田生川沿いの平坦部に約200haの水田があり、生産性も高く水利条件も整っており、田として利用する。

(エ) A-4 (蕨野、東野、旭丘、落部、入沢、下の湯、上の湯、栄浜)

野田生川、落部川沿いの平坦地は、当地域で最も生産性の高い水田地帯であり、大型機械に対応する条件も備えており田として利用する。また、水田の転作については、ハウスを活用した、施設野菜・花卉の生産を進める。

(オ) B-1 (折戸、相沼、泊川、館平、見日、大谷、根崎、雲石、熊石黒岩、鮎川、鳴神、西浜、関内、豊岩、平、泉岳)

旧熊石町一帯の地区で、高台や急峻な斜面が海岸まで迫り、平坦地が少ない地区である。主に田、畑として利用されているが土地が細分化されており、機械化も進んでいない。農業生産の効率化を図るため、農用地の利用集積や生産基盤整備を推進するとともに、生産性の高い施設園芸作物の導入を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。